

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和14年12月31日まで)

秋本運第363号
令和4年4月27日

各所属長殿

秋田県警察本部長

認知機能検査実施要綱の一部改正について（例規）

認知機能検査については、「認知機能検査実施要綱の制定について（例規）」（平成29年3月8日付け秋本運第330号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）等の施行に伴い、認知機能検査員の年齢等が改正されたことから、所要の改正を行い、5月13日から別添「認知機能検査実施要綱」のとおり実施することとしたので、事務に誤りのないようになされたい。

なお、旧例規は、5月12日をもって廃止する。

別添

認知機能検査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、「認知機能検査の実施要領」に規程するもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 検査員

1 委託により検査を実施する場合

(1) 検査員

委託により検査を実施する場合は、21歳以上の者であって、検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者（以下「検査員」という。）が、検査を実施するものとする。

(2) 留意事項

ア 認知機能検査員講習は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）に定めるところにより実施するものとする。

イ 審査は、次のいずれかに該当する者であることを、その経歴を確認して行うこととし、審査に合格した者には、審査に合格した旨の公安委員会が定める終了証（細則様式第36号）を交付し、これを事後に確認できるようにするものとする。

(ア) 認知症の専門医

(イ) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者

(ウ) 自動車安全運転センター中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に同センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

2 公安委員会において、直接検査を実施する場合

公安委員会において、直接、認知機能検査を実施する場合は、21歳以上の者であって、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者が実施するものとする。

第3 検査の委託

1 委託先法人の要件

検査は、医療専門家ではない検査員（認知症の専門医である場合を除く。）が、短時間で複数名の高齢者である受検者に対して行うものであり、また、検査の結果、一定の基準に該当した場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査（専門医の診断）を受検し、又はこれらの規定による公安委員会の命令に従い一定の要件を満たす医師の診断書を提出しなければならないが、診断の結果によっては、運転免許（以下「免許」という。）の取消し等にもつながり得るものである。

このため、検査の適正かつ円滑な実施を確保することが強く求められるところであり、検査を委託する場合は、委託先は次の基準を満たすと公安委員会が認める法人に限るとともに、委託先に対し検査が適正かつ円滑に行われるよう指導監督をするものとする。

- (1) 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数（少なくとも2人以上）の検査員が置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要な施設その他の設備を有し、また、当該施設等は高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実に行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために、必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

2 委託契約の方法

委託契約の方法については、秋田県における諸規則その他関係法令によるとともに、公平性、透明性及び競争性を確保するものとする。

また、検査の委託はおおむね次に掲げる事項を内容として契約するものとする。

- (1) 検査は、公安委員会が定める実施方法等の具体的な基準に従って行うこと。
- (2) 検査の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- (3) 公安委員会が行う検査結果の判定に必要な事項を、速やかに報告すること。
- (4) 検査員は、公安委員会の承認を受けた者をもって充てるとともに、検査員に対し、随時必要な教養を受けさせること。
- (5) 検査実施における不正行為等、検査員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。
- (7) 検査が実施方法等の具体的な基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに検査の委託契約を解除することができること。
- (8) その他検査の適正かつ円滑な実施に必要な事項

第4 検査実施上の留意事項

1 検査の実施日時等

検査の結果、一定の基準に該当した場合には臨時適性検査等の対象となること等を踏まえつつ、検査の実施日時・場所の設定については、県下における検査の予約状況を集約の上、適切な受検日時・場所を提案するなど、検査を受ける高齢者の利便性の確保に配慮するものとする。また、法第101条の7第1項の規定により行われる検査（以下「臨時認知機能検査」という。）については、通知を受けた日の翌日から起算した期間が1月を超えることとなるまでに受けなければならないこととされており、当該期間内に検査を受けない場合には免許の取消し等の対象となることから、確実に当該期間内に検査の実施日時を設定するものとする。

2 検査の通知

法第101条の4第5項第2号に明示された「免許証の更新を受けようとするときは

更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所」のほか、「その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」として、検査の概要、検査の所要時間、携行品（認知機能検査等に関する通知書、免許証、検査手数料）その他必要と判断される事項を記載するものとする。

なお、法第101条の4第2項に規定されている「更新期間が満了する日前6月以内に第102条第1項から第4項までの規定により診断書を提出した場合」や、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の2の3に規定されている「更新期間が満了する日前6月以内に免許を受けた場合」、「更新期間が満了する日前6月以内に法第102条第1項から第4項までの規定による適性検査を受けた場合」等については、認知機能検査等を受検する必要がない旨も記載するものとする。

3 受検者の確認

検査の実施に際しては、検査に関する通知書及び免許証により、受検者であることを確認すること。

なお、特定失効者等が免許証を紛失したなどの理由により、免許証によって受検者であることを確認することができない場合には、その他の身分証明書により受検者であることを確認すること。

4 検査の実施要領

検査は、別に定める検査の実施要領により実施するものとする。

なお、検査に当たっては、検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレットを活用することとしても差し支えない。

5 認知機能検査結果通知書の交付

認知機能検査を終了した者に対しては、別記様式第1号の認知機能検査結果通知書（以下「通知書」という。）を交付するとともに、運転免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）時等の認知機能検査を終了した者に対して通知書を交付する際には、免許申請書又は更新申請書に通知書を添付しなければならない（府令第18条第2項及び第29条第4項）ことを教示するものとする。

なお、通知書の副本の作成は、必ずしも必要ではないが、受講者が通知書を亡失するなどした際に再交付できるようにしておくものとする。

6 委託により検査を実施する場合における公安委員会に対する報告

(1) 検査結果の報告

検査の委託先法人は、検査結果を速やかに認知機能検査実施結果報告書（別記様式第2号）及び認知機能検査関係登録票（別記様式第3号）により、交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）を経由して公安委員会に報告するものとし、報告を受けた免許センター長は、運転者管理システムに確実に登録するものとする。

- (2) (1)の報告内容は、検査を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号（免許（仮運転免許を除く。以下この(2)において同じ。）を受けていたことがある者については、その者が検査を受けた日以前の直近に受けていた免許に係る免許証番号）、検査場所、検査番号、検査日時、採点結果、検査種別（免許証の有効期間の更新等

の際の検査、臨時認知機能検査又は任意の検査の別)、その他公安委員会が必要と認めるものとする。ただし、免許を受けたことがない者にあつては、免許証番号に代えて本籍又は国籍等とするものとする。

(3) 受検者から申出のあった苦情や不服の内容等の報告

委託先法人は、検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情や不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録し、免許センター長を経由し公安委員会に速やかに報告するものとする。

第5 検査用紙等の保存

1 保存場所

(1) 検査用紙及び採点補助用紙

検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙は、保存期間が満了するまでの間、これを保存するものとする。委託により検査を実施する場合は、検査終了後、運転免許センターに送付させ、運転免許センターにおいてこれを保存すること。ただし、検査用紙のうち問題用紙については、保存することを要しない。また、タブレットを活用して検査を行う場合は、検査用紙及び採点補助用紙に相当する電磁的記録の保存をもって代えることができるものとする。

(2) 検査結果を通知する書面

「認知機能検査の実施要領」に定める検査結果を通知する書面については、必ずしも副本を作成して保存する必要があるものではないが、受検者が当該書面を亡失した際に再交付できるようにしておくこと。

(3) 認知機能検査結果通知書の管理

委託先法人は、認知機能検査結果通知書の受け払いについては、認知機能検査結果通知書管理簿(別記様式第4号)にその都度記載するとともに、交付した場合は、認知機能検査結果通知書交付簿(別記様式第5号)に記載し、保管状況を明らかにしておくものとする。

2 保存期間

検査用紙及び採点補助用紙の保存期間は4年とする。

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せいねんがつび
生年月日

けんさねんがつび
検査年月日

けんきほしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A 点)

(B 点)

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよ
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

こんご うんでん じゆうぶんちゆうい いし がぞく
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族に
ご相談されることをお勧めします。

りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けつか にんちしよ はんめい うんでん
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転
免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんでんめんきよしよう こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

にんちきのうけんさけつかつうちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所
し めい
氏 名
せいねんがつび
生年月日
けんさばしよ
検査場所

にんちしよう きじゆん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつか きおくりよくはんだんりよく ていか いみ
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじんさ かれい にんちきのう しんたいきのう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん たいせつ
運転をすることが大切です。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、しんろへんこう あいず おく けいこう
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、こんご うんてん じゆうぶんちゆうい
今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしよう こうしんてつづきさい しよめん かなら じきん
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てん み まん 36点未満	き おくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
------------------	---

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや秋田県警察本部運転免許センターまでお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

認知機能検査実施結果報告書

・ 認知機能検査 (・ 更認 ・ 臨認)
 ・ その他

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

教習所名

管理者名

下記の者に対して、 年 月 日 道路交通法第97条の2第1項第3号イ、
 101条の4第2項及び同法第101条の7第1項等に規定する認知機能検査を終了したので
 報告します。

記

番 号	氏 名	生 年 月 日 (年 齢)	性 別	住 所 (市町村)	分 類	備 考

(免許センター記入欄)

認 知 機 能 検 査	計	性 別	～74	75～79	80～84	85～	75以上計
		男					
		女					